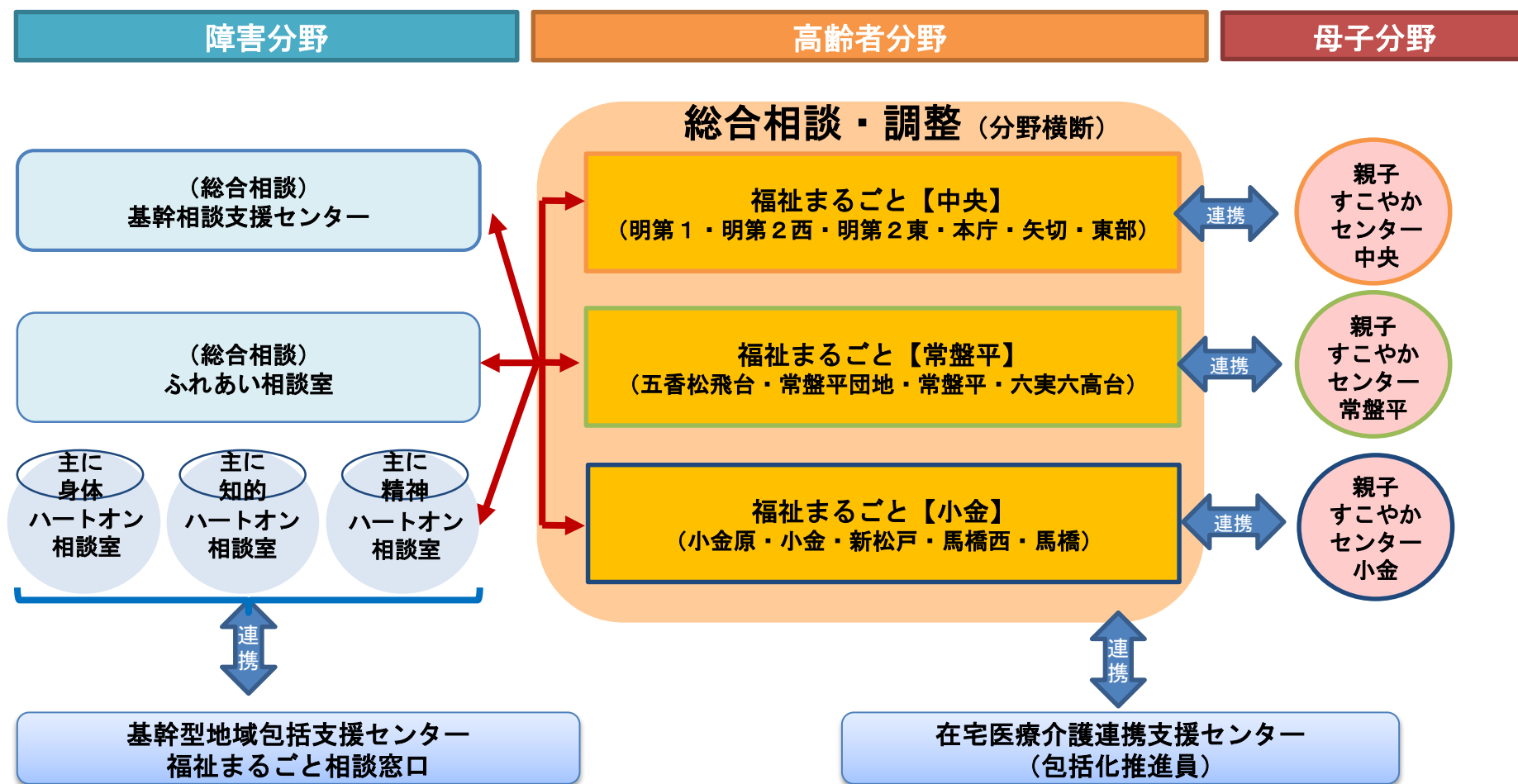


令和3年度より新たな運用となる事業

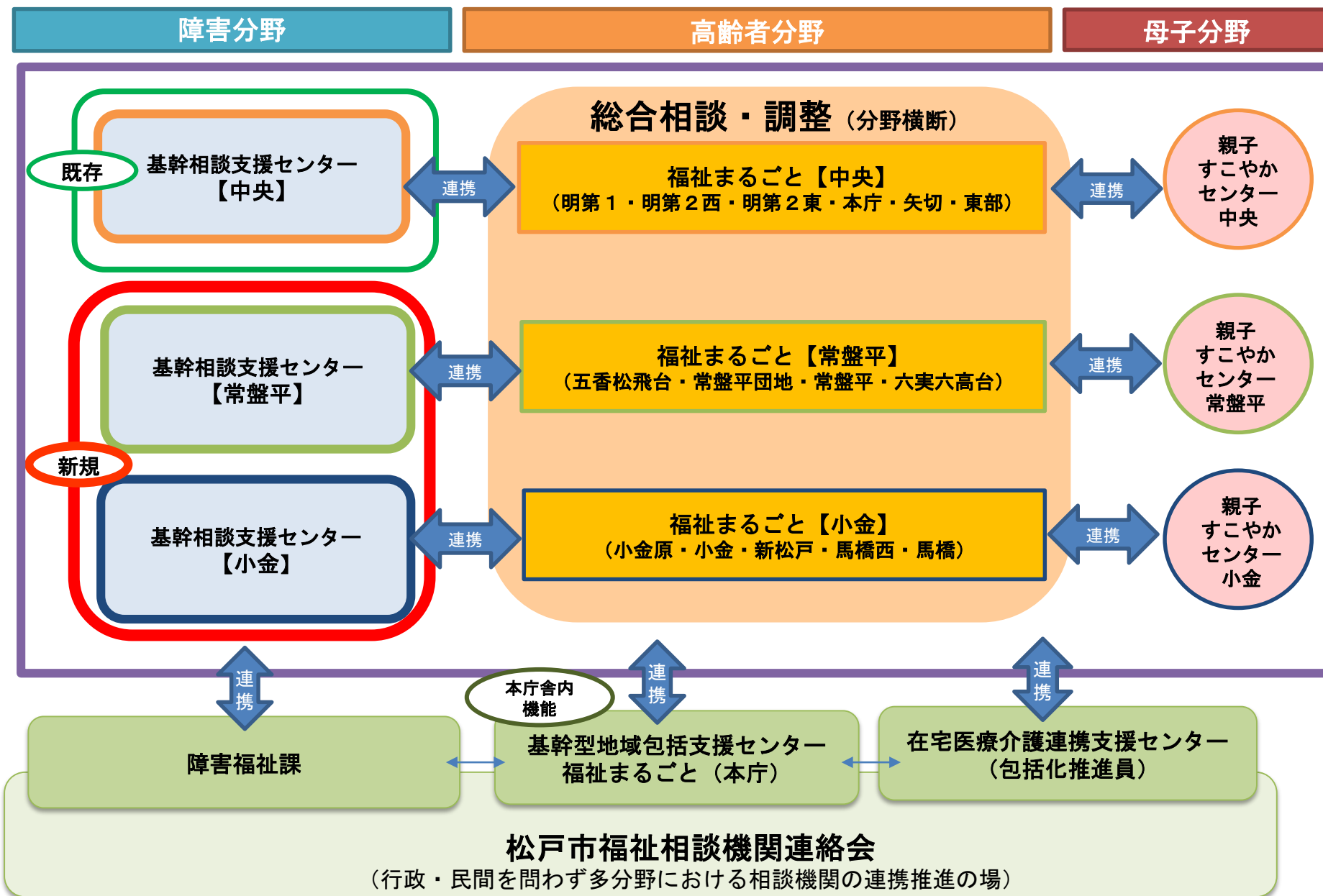
- 1 基幹相談支援センター（市内相談支援体制）
- 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム
- 3 地域生活支援拠点

1. 基幹相談支援センター（市内相談支援体制）～松戸市の現状と課題～

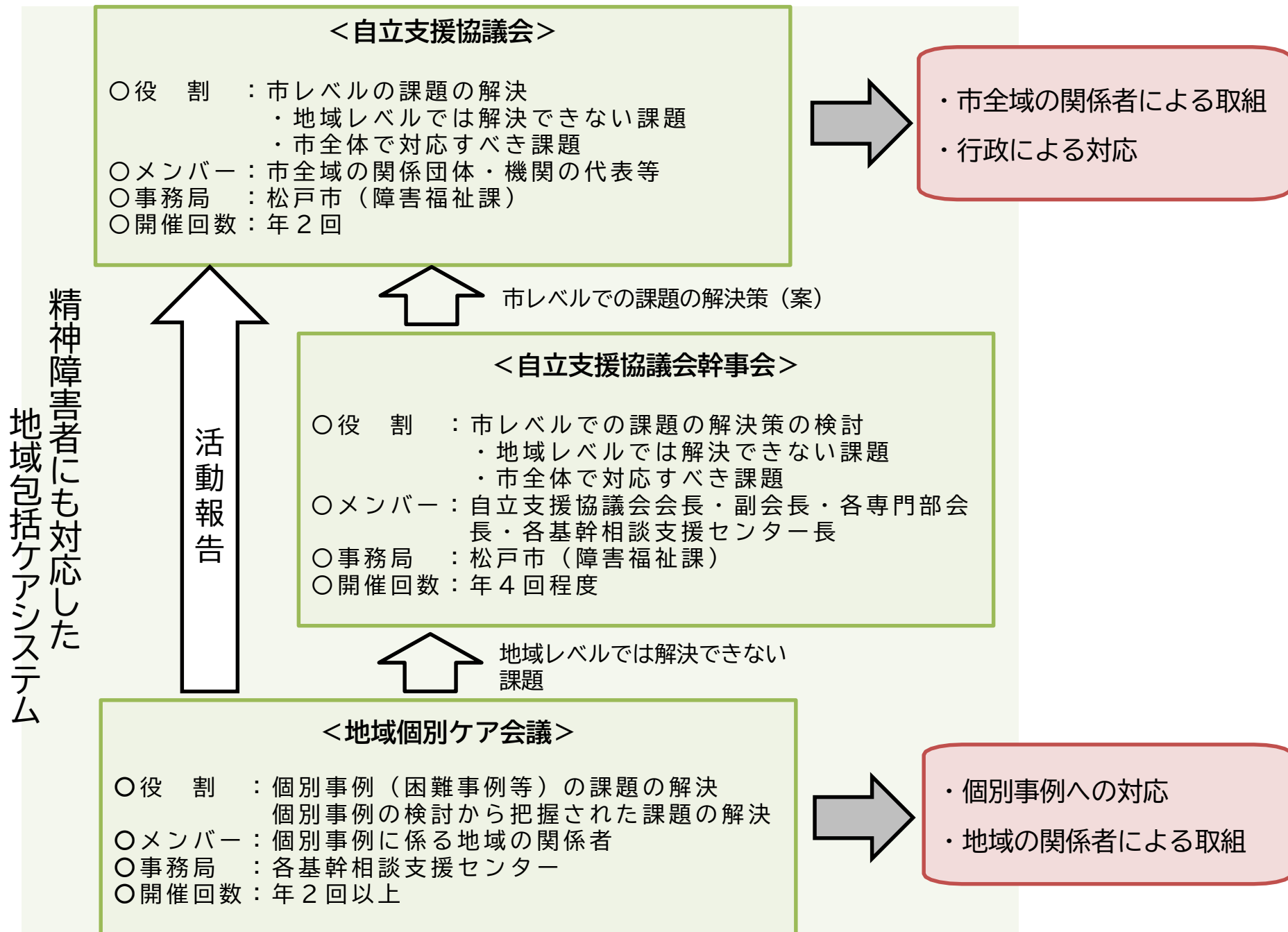


- 母子分野と高齢者分野は圏域ごと（市内3環境区）の相談支援体制が構築されている一方、障害分野は圏域ごとの機能が不足
- 相談件数は年々増加し、現在の体制では業務が逼迫している。体制の見直しが急務となっている。
- 各分野ごとの現場（支援）にとって、明確な横断的組織体制が望まれている。

1. 基幹相談支援センター（市内相談支援体制）～松戸市の目指す体制～



2. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る協議の場

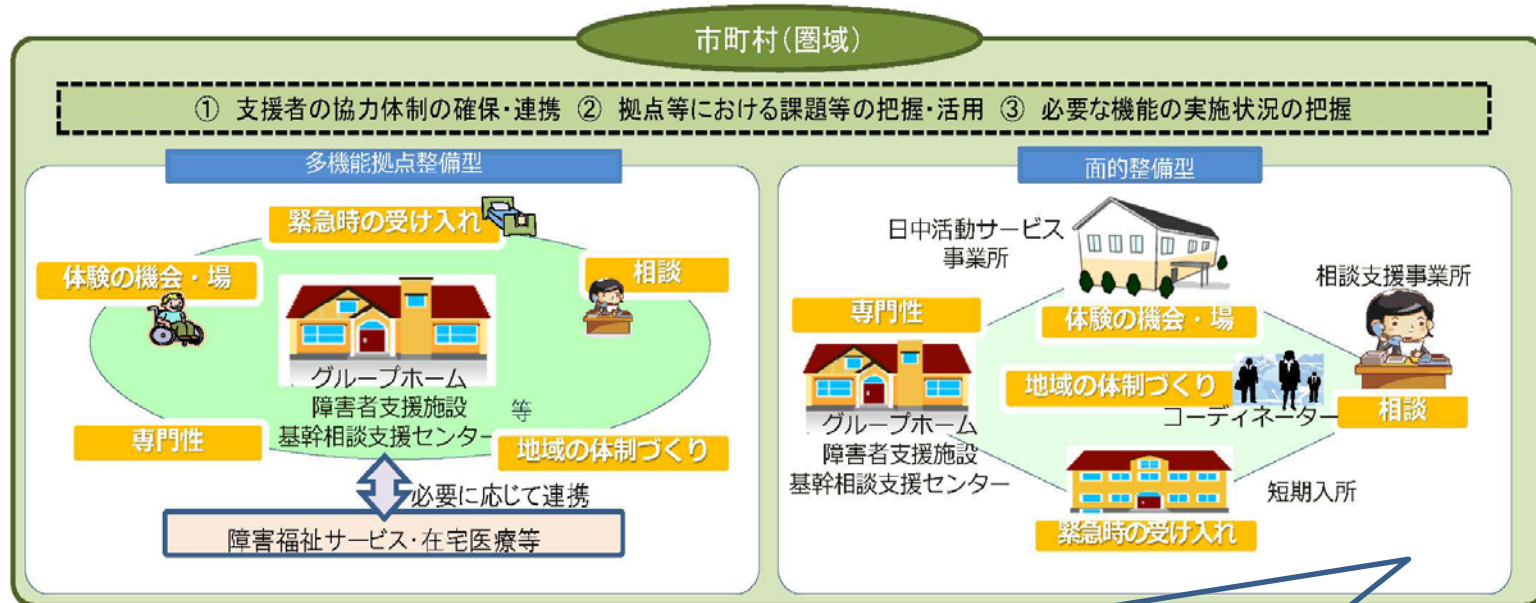


3. 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



- ★国の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針において、令和5年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することとされている。
- ★松戸市は多機能拠点整備型（複数の機能を1つの事業所に集約）ではなく、面的整備型（地域において既存の事業所が分担して機能を担う）で行う。

3. 地域生活支援拠点

松戸市地域生活支援拠点等整備イメージ図

